

國第二百四回會參議院憲法審查會會議錄第

令和三年四月二十八日(水曜日)
午前十時二十六分開会

林	石井	芳正君
西田	西田	正弘君
藤末	昌司君	準一君
那谷屋正義君	健三君	
白	眞勲君	
西田	実仁君	
松沢	成文君	
矢田	わか子君	
山添	拓君	
磯崎	誠章君	
有村	治子君	
岡田	仁彦君	
衛藤	暁一君	
岡田	広君	
片山	さつき君	
古賀友一郎君		
上月	良祐君	
佐藤	正久君	
中川	雅治君	
中曾根弘文君		
古川	俊治君	
堀井	巖君	
山谷えり子君		
山下	舞立	
山田	雄平君	
石川	大我君	
打越ざく良君	宏君	
江崎	孝君	

委員	席者は左のとおり。	幹事長	辞任
山下	芳生君	山下	芳生君
井上	哲士君	井上	哲士君
林	芳正君	林	芳正君
石井	準一君	石井	準一君
西田	正弘君	西田	正弘君
藤末	昌司君	藤末	昌司君
那谷屋	健三君	那谷屋	健三君
白	正義君	白	正義君
西田	眞勲君	西田	眞勲君
松沢	仁君	松沢	仁君
矢田	実仁君	矢田	実仁君
わか子君		わか子君	
山添	成文君	山添	成文君
拓君		拓君	
	補欠選任		補欠選任

事務局側	有村	磯崎	仁彥君	治子君
	衛藤	晟一君		
	岡田	廣君		
	片山さつき君			
	古賀友一郎君			
上月	佐藤	正久君		
	中川	雅治君		
	中曾根	弘文君		
	古川	俊治君		
	堀井	巖君		
	舞立	昇治君		
	山下	雄平君		
	山田	宏君		
	山谷えり子君			
	江崎	孝君		
	小西	洋之君		
	石川	大我君		
	杉尾	秀哉君		
	打越さく良君			
	福島みづほ君			
	伊藤	孝江君		
	平木	大作君		
	矢倉	克夫君		
	浜野	喜史君		
	井上	伸夫君		
	渡辺	哲士君		
	吉良よし子君			
	喜美君			
	徹君			
	足立	信也君		
	東			
	浅田			
	均君			

憲法審査会事務局長 岡崎 慎吾君

○本日の会議に付した案件
○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査
(憲法に対する考え方について)

○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題といたします。

本日は、憲法に対する考え方について意見交換を行います。

まず、各会派から意見表明を行った後、委員間の意見交換を行います。

全体の所要は一時間四十五分を目指といたします。

発言時間につきましては、経過状況をメモで通知し、時間が超過した際はベルを鳴らしますので、あらかじめ御承知願います。

また、御発言は着席のままで結構でござります。

なお、委員間の意見交換において発言を希望される方は、各会派からの意見表明の間にあらかじめ氏名標をお立てください。

それでは、まず各会派一名ずつ、各七分以内で御意見を順次お述べいただきたいと存じます。

石井正弘君

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘です。

本日、本審査会においてようやく憲法論議が行われるに至りました。開催に当たって御尽力いたしました関係各位に対しまして、まずもつて敬意を表する次第であります。

まず、憲法改正について申し上げます。

憲法審査会事務 岡崎 慎吾君

○ 本日の会議に付した案件

○ 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査
(憲法に対する考え方について)

○ 会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開かいたします。

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題といたします。

本日は、憲法に対する考え方について意見交換を行います。

まず、各会派から意見表明を行つた後、委員間の意見交換を行います。

全体の所要は一時間四十五分を目途といたします。

発言時間につきましては、経過状況をメモで通知し、時間が超過した際はベルを鳴らしますので、あらかじめ御承知願います。

また、御発言は着席のままで結構でございます。

なお、委員間の意見交換において発言を希望される方は、各会派からの意見表明の間にあらかじめ氏名標をお立てください。

それでは、まず各会派一名ずつ、各七分以内で御意見を順次お述べいただきたいと存じます。

石井正弘君

○ 石井正弘君 自由民主党の石井正弘です。

本日、本審査会においてようやく憲法論議が行わるに至りました。開催に当たつて御尽力いたしました関係各位に対しまして、まずもつて敬意を表する次第であります。

まず、憲法改正について申し上げます。

我が国は、施行後七十四年が経過する日本憲法の下で、今日の自由で民主的な社会を築いてまいりました。しかし、内外の社会環境や価値観が大きく変化する中、一度も改正を経ていない現行憲法には、内容的に現代社会にそぐわない部分が生じていることも事実ではないでしょうか。

この点、我が党は、四項目、すなわち、一、自衛隊の明記、二、緊急事態対応、三、合区解消、及び四、教育の充実を取り上げて党内論議を行ない、本審査会での議論のためのたき台として、条文イメージ、たき台素案の形で世に示しております。

この四項目のうち、まず、我が参議院の在り方に関する最重要課題である合区解消について触れます。

参議院の発足当時とは異なり、近年では人口減少と一極集中が進行し、極度の人口偏在が生じました。その一方で、最高裁は、国会議員の定数配分について、より厳格な人口比例を求めています。その結果、地方選出議員の減少、参議院議員選挙での合区などの重大な問題が生じております。

私の知事時代の経験からいたしましても、参議院においては、政治的、社会的に重要な意義を持つ都道府県の住民の意思を集約的に反映させることが重要と思います。

投票率を低下させるなど、国政への参加意欲をそぐ合区の解消はまさに喫緊の課題であり、投票価値の平等と地域の民意の適切な反映との調和という観点から、憲法上の対応をしていくことは必須であります。

次に、他の項目についてです。

自衛隊の明記につきましては、北朝鮮のミサイル発射や中国の海洋進出など、我が国を取り巻く安全保障環境が緊迫の度合いを増す中、法治主義、立憲主義の観点から、国防の要たる自衛隊の違憲論の解消は必要不可欠と言えます。

緊急事態対応につきましては、近年、自然災害が多発している我が国ですが、今後三十年以内に

トラフ地震や首都直下型地震などの災害緊急事態に際し、迅速に対処する必要が高まってきており

ます。

教育の充実については、近時、格差の拡大が指摘される中、教育が重要なテーマとなっており、

我が党では教育や子育て政策に一体的に取り組むことでも庁設置の検討も始めていますが、家庭の経済事情にかかわらず、より高い教育を受けられる環境の整備は、将来世代の未来を切り開く上で欠かせません。

以上の四項目は、まさに今、国民に問うにふさわしいテーマです。

もちろん、本審査会における議論のテーマはこの四項目に限られません。若干の私見を述べさせていただきますと、今般のコロナ禍や今後発生し得る未知の感染症の蔓延などの緊急事態への対応、さらにはデジタル化の進展への対応は、憲法についても新たな問題を提起していると思います。緊急事態対応への感染症の位置付けをどう考えるのか。

また、憲法第五十六条は議院の定足数について三分の一以上の出席と定めています。しかし、感染が急速に広がってくる中で必要な立法を行つて

いくためには、本会議に出席する議員の数を極力少なくすることも検討が必要かと思います。デジタル社会形成の進展の中で、国会についてもオンラインによる審議や採決の可能性について議論していくことがあります。

立憲民主党は、昨年九月の党綱領において、立憲主義と熟議を重んずる民主政治を守り育て、命と暮らしを守ると宣言し、自由、多様性、共生社会等から成る基本理念を掲げ、國民主権、基本的人権の尊重、平和主義を堅持し、立憲主義を深化

します。

続いて、我が憲法審査会の在り方について意見を申し上げます。

最初に、平成二十六年の国民投票法改正の際に与党も賛成の上で議決された当審査会附帯決議の第一項から三項において、立憲主義及び憲法の定めの国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義に基づいて、徹底的に審議を尽くす、立法措置によつて可能とするとができるかどうか、徹底的に審議を尽くすと明記されていることの共有を呼びかけたく存じます。特に、第三項は、憲法改正の必要性及び合理性に係る立法事実がないものは改憲論議の対象としないことを意味しますが、参

選挙法改正と同様の内容を国民投票法に反映させることです。投開票手続に関する内容ですので、本院に送付され本審査会に付託された暁には、速やかに審議を行った上で採決に付すべきです。こ

の点、今月の世論調査では、今国会中に採決すべきとの回答が半数以上を占めている調査もあります。

教育の充実について、近時、格差の拡大が指摘される中、教育が重要なテーマとなつており、

我が党では教育や子育て政策に一体的に取り組むことでも庁設置の検討も始めていますが、家庭の経済事情にかかわらず、より高い教育を受けられる環境の整備は、将来世代の未来を切り開く上で欠かせません。

以上の四項目は、まさに今、国民に問うにふさわしいテーマです。

もちろん、本審査会における議論のテーマはこの四項目に限られません。若干の私見を述べさせていただきますと、今般のコロナ禍や今後発生し得る未知の感染症の蔓延などの緊急事態への対応、さらにはデジタル化の進展への対応は、憲法についても新たな問題を提起していると思います。緊急事態対応への感染症の位置付けをどう考えるのか。

また、憲法第五十六条は議院の定足数について三分の一以上の出席と定めています。しかし、感染が急速に広がってくる中で必要な立法を行つて

いくためには、本会議に出席する議員の数を極力少なくすることも検討が必要かと思います。デジタル社会形成の進展の中で、国会についてもオンラインによる審議や採決の可能性について議論していくことがあります。

立憲民主党は、昨年九月の党綱領において、立憲主義と熟議を重んずる民主政治を守り育て、命と暮らしを守ると宣言し、自由、多様性、共生社会等から成る基本理念を掲げ、國民主権、基本的人権の尊重、平和主義を堅持し、立憲主義を深化

します。

続いて、我が憲法審査会の在り方について意見を申し上げます。

最初に、平成二十六年の国民投票法改正の際に与党も賛成の上で議決された当審査会附帯決議の第一項から三項において、立憲主義及び憲法の定めの国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義に基づいて、徹底的に審議を尽くす、立法措置によつて可能とするとできるかどうか、徹底的に審議を尽くすと明記されていることの共有を呼びかけたく存じます。特に、第三項は、憲法改正の必要性及び合理性に係る立法事実がないものは改憲論議の対象としないことを意味しますが、参

選挙法改正と同様の内容を国民投票法に反映させることです。投開票手続に関する内容ですので、本院に送付され本審査会に付託された暁には、速やかに審議を行った上で採決に付すべきです。こ

の点、今月の世論調査では、今国会中に採決すべきとの回答が半数以上を占めている調査もあります。

教育の充実について、近時、格差の拡大が指摘される中、教育が重要なテーマとなつており、

我が党では教育や子育て政策に一体的に取り組むことでも庁設置の検討も始めていますが、家庭の経済事情にかかわらず、より高い教育を受けられる環境の整備は、将来世代の未来を切り開く上で欠かせません。

以上の四項目は、まさに今、国民に問うにふさわしいテーマです。

もちろん、本審査会における議論のテーマはこの四項目に限られません。若干の私見を述べさせていただきますと、今般のコロナ禍や今後発生し得る未知の感染症の蔓延などの緊急事態への対応、さらにはデジタル化の進展への対応は、憲法についても新たな問題を提起していると思います。緊急事態対応への感染症の位置付けをどう考えるのか。

また、憲法第五十六条は議院の定足数について三分の一以上の出席と定めています。しかし、感染が急速に広がってくる中で必要な立法を行つて

いくためには、本会議に出席する議員の数を極力少なくすることも検討が必要かと思います。デジタル社会形成の進展の中で、国会についてもオンラインによる審議や採決の可能性について議論していくことがあります。

立憲民主党は、昨年九月の党綱領において、立憲主義と熟議を重んずる民主政治を守り育て、命と暮らしを守ると宣言し、自由、多様性、共生社会等から成る基本理念を掲げ、國民主権、基本的人権の尊重、平和主義を堅持し、立憲主義を深化

します。

続いて、我が憲法審査会の在り方について意見を申し上げます。

最初に、平成二十六年の国民投票法改正の際に与党も賛成の上で議決された当審査会附帯決議の第一項から三項において、立憲主義及び憲法の定めの国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義に基づいて、徹底的に審議を尽くす、立法措置によつて可能とするとできるかどうか、徹底的に審議を尽くすと明記されていることの共有を呼びかけたく存じます。特に、第三項は、憲法改正の必要性及び合理性に係る立法事実がないものは改憲論議の対象としないことを意味しますが、参

院の合議廃止、衆議院議員が任期満了した後の大震災などでの国会機能の確保について、憲法改正によらずに、国会法及び公選法の改正によって解決する方策の議論もあるところであります。

また、我が憲法審査会の在り方は、当然、憲法及び国会法の規律も受けます。憲法九十九条は、当審査会に集う全ての議員に憲法尊重擁護義務を課しています。そして、国会法百二条の六は、日本国憲法及び憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行うと定めています。

由を侵害する日本學術會議の違法な任命拒否等々あります。

す、今日明日の衣食住に事欠く国民、必要な検査、医療などが受けられない国民、自宅療養等で投票権が行使できない国民等が多数生じています。国難下の国会議員の役割は、必要火急の改憲の立法事実が認められない不要不急の改憲論議を行うことではなく、憲法の理念、規範を具現化し、国民を救う立法の実現などに全力を擧げることであることを申し上げ、私たちの意見表明とさせていただきます。

○会長（林芳正君） ただいまの件につきまして

する参議院の更なる改革姿勢を前提としたもので、あることは、今後、選挙制度を議論する場でも強調してまいりたいと思います。

ここで、現在衆議院において議論されております国民投票法改正案についての我が党の考え方を確認しておきたいと思います。

現在国会に提出されております投票環境向上のための国民投票法改正案は、与野党の間でも大きな異論はないものと認識しており、早期の成立を図るべきと考えます。

その上で、政党等による国民投票運動期間中の

憲法との基本法制度に係る調査は最大の憲法問題である憲法違反が含まれるのは当然の理であります。すなわち、私たち憲法審査会は、違憲の解釈やそれに基づく立法などの調査審議について、憲法、国会法上の法的責務を負っていることを共有させていただきたく存じます。

最後に、衆議院で審議中の与党の国民投票法改正案について付言します。

は、後刻幹事会において協議をいたします。
西田実仁君。

○**西田実仁君** 久方ぶりにこの憲法審査会が開催されました。林会長、与野党の代表幹事を始め各会派の御尽力に感謝申し上げたいと思います。まず、憲法に対する考え方について述べさせて

テレビ、ラジオやインターネットを含む有料広告規制については、表現の自由と国民の知る権利をできる限り尊重すべきである一方、国民投票運動の公正公平の確保という観点も踏まえて議論をしていくべきであると考えます。

十一月、二十九年十二月、三十年一月の本審査会においては、当時の民進党会派委員より、昭和四十七年政府見解の中の外国の武力攻撃の文言の曲解による政府の九条解釈の基本的な論理の捏造という、法解釈ですらない不正行為による憲法違反である集団的自衛権行使容認の検証、憲法九条の基本法制である日米地位協定の下の権利侵害の検証、立憲主義及び平和主義に係る各党各会派の見解の討議、国民投票法のCM規制などに係る参考人質疑の実施等々の幹事会協議事項が提出されおりました。

いるように、我が参院憲法審査会でも自主規制を前提に、繰り返し法案が審議、可決されているのであります。その前提が根底から覆るのであれば、インターネットも含めCM規制の在り方を議論し、必要な措置を講じることが必要不可欠であります。これを放置しての国民投票法改正は許されません。さらに、両附帯決議には重要な複数の宿題事項があることを付言します。

また、平成二十八年の公選法改正を単純に並行移入した与党案は、国民の投票環境を後退させる「既得権法」というべき問題があります。隠延べ投票の廃止

二院制についてです。日本国憲法の特徴の一つは、衆参の国会の位置付けだと考えます。参議院は、予算の議決などごく一部を除いて衆議院と同様の権能を有しております。憲法上の権能に加えて、法律上においても、臨時会、特別会の会期及び国会の会期の延長の決定を除いて、参議院には衆議院と同様の権能を与えております。

さらに、二院制を取る国においても珍しい、参議院の緊急集会が設定されております。衆議院が解散して不信任の場合でも、国会の権能を弋丁さ

今はコロナ克服のために思い切った財政支出が必要なことは言うまでもありませんが、将来世代のために財政規律にどのような責任を果たしていくべきかについても、いずれ真剣に議論されなければならぬとも考えます。

憲法九十五条には、「内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。」と定めております。財政状況の報告が、国会のみならず、国民に対しても報告することが求められているのは、國民主権への記憶であると解されております。國

林会長におかれましては、過去三回の民進党会派からの要求について、改めて幹事会協議事項とすることをお願い申し上げます。

他方、その後の約三年間の間も、本審査会で調査審議すべき重大な憲法違反が生じていています。平成三十年、国政調査権の妨害たる決裁文書の改ざん、三十一年、圧倒的多数の県民投票を無視しての辺野古埋立続行の地方自治の本旨のじゅうりん、令和元年、準司法官たる検察官の違法な定年延長などによる三権分立の毀損、昨年の学問の自

告示期限の短縮では、台風襲来の日曜日の翌日の月曜日の国民投票の実施の周知を全主権者に徹底できる、場合によっては平日に国民投票を実施するとの誠に苦しい説明がなされ、期日前投票所開設の規制緩和では、現にその後の各地の国政選挙で投票機会の減少が見られるところです。本法案は撤回、修正を行う必要があることを、良識の府議会の存立に懸けて強く申し上げる次第です。

結びに、困難のコロナ禍において、憲法十三条の尊厳尊重、二十五条の生存権の確保がなされ

す。開催の場所は、国会の本館を行なうのであるが、このためには、憲法五十四条において参議院の緊急集会を定めております。もちろん、参議院の緊急集会には後に失効の可能性があるとはいへ、参議院単独でも国会の権能を行使することができる意味は大きいと思います。

それが可能なのは、参議院が衆議院と同様に全國民の代表だからであります。それゆえ、参議院の選挙制度においても、憲法が求める投票価値の平等を追求することは当然のことであります。昨年の最高裁の合憲判決も、投票価値の平等を追求

国民三本の腰筋の解消、おこなはる民への財政状況の報告は、単なる報告にとどまらず、その趣旨は、主権者たる国民に財政の状況に対する認識を深めてもらうことにあるはずであります。

その意味から、私は、国会に、できれば参議院に、行政府から独立した将来推計をする財政機関を置くべきであると考えております。今から八年前に、ここにおられる林会長を中心者に、超党派で、国会に独立将来推計機関の設置をとの共同提言を取りまとめました。ただ、憲法九十九条に

は、国民に財政状況を報告する主体として内閣を置いている中、なぜ国会に独立した財政機関を置くことが可能なのか。この論点については、独立財政機関の任務が予算、法律の審議、議決のため有益な情報を得ることにあると見るならば、憲法四十五条の立法権、八十三条の財政処理権、あるいは予算議決権に含まれ、ひいては国権の最高機関性を根拠にして国会の所管とすることも可能との学説がござります。

諸外国においては、既に二十六か国において独立財政機関を設置しております。財政規律を図る手段として、行政府から独立して財政の将来に関する調査分析を行い、財政の持続可能性や財政リスクの評価を行う必要性が認識されているからであります。

これまで私は、行政監視の視点からこうした独立財政機関の必要性を認識してまいりましたが、最近の専門家の研究では、九十五条など憲法規定を根拠に独立財政機関の必要性を説く学説が見られるようになっております。すなわち、佐藤幸治「日本国憲法論」第二版、昨年九月でありましては、諸外国において独立財政機関をつくつて財政規律を図ることに真剣に対処しようとする動きをしてきました上で、国民への財政状況報告が主権者たる国民の状況認識を深める意味を持つためにも、日本でも早急にこうした試みに取り組む必要があろうと勧めております。

経済同友会におきましても、憲法六十条の国会における予算議決権を根拠に、国民に対する説明責任を果たすべきとして、行政府とは異なる角度からの予算の内訳や経済前提の検証を行う予算の審議機能を強化する重要性を指摘しております。そして、その機能を担うべきは参議院と提起しております。すなわち、参議院は、内閣に対する信頼を決議する責務を負わないという意味で議院内閣制と一線を画しており、また、六年の任期が保障されるなどから、独立財政機関は参議院に設置することが望ましいとしております。PHPの統合機構改革研究会においても同様に、参議院に

設置すべきとしております。

あくまで私見ではありますが、参議院に期待される役割の一つとして、憲法にその根拠を見出すことができる独立財政機関を参議院に設置し、財政の持続可能性、また財政リスクの評価する機能を挙げておきたいと思います。

今後の議論の深化を求めていきたいと思いま

す。

以上です。

○会長(林芳正君) 松沢成文君。

○松沢成文君 日本維新的会の松沢成文です。

言論の府として、良識の府として、国民に開かれた議論が求められる参議院憲法審査会が、平成三十年二月以来、何と三年以上にわたり実質的審議が行われてきませんでした。このような参議院の存在意義すら問われる異常事態に対して、日本

維新的会は繰り返し林会長に開催の申入れを行つてまいりました。何度も要請しても開催されないと断力に問題ありとして会長不信任動議まで提出し、審査会の開催を強く求め続けてきましたのであります。

本日、こうして審査会が開催されることの一歩前進ではありますが、憲法に関連する問題は山積しています。懸案の国民投票法改正案を早期に成立させ、具体的に憲法改正の議論を進めていくべきです。そのためにも、今後は毎週水曜日の定期例日に必ず開催して積極的に審議を図り、国会議員としての責務を果たさなければなりません。まずは、そのことを会長、各会派、委員の皆様に要請します。

さて、現行憲法は、施行から七十四年を経て、時代の変化に対応できていません。一字一句変わつていいない憲法の改正は時代の要請であり、時代の変化に対応するには憲法上どのような課題があるのか、現行憲法に規定されていない緊急事態条項創設の必要性も含めて審議し結論を得ることは、喫緊の最重要課題であります。

折しも、現在、新型コロナウイルスの変異株が世界規模で猛威を振るい、百年に一度とも言わわれる国難に直面しています。新型インフルエンザ特措法に基づいて三度目の緊急事態宣言が発令中ですが、今後、第四波に続き第五波が到来するのを果たすことが立憲主義の眞の姿だと考えます。

日本維新的会は、平成二十八年三月、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置の三点に絞り込んだ憲法改正原案を国民に発表しており、そ

れらを軸に改憲を提起していきたいと考えています。

次に、統治機構改革は、地方分権改革に、地方

教育の無償化は、国民の教育を受ける権利に関連化する改憲案であります。

さらに、三つ目の憲法裁判所の設置は、法令の抽象的合憲審査、具体的合憲審査、そして機関争

す。

に必要不可欠であります。こうした状況の中で、諸外国の議会では、新型コロナ禍への対応として、オンライン審議を導入した例も多いと聞いています。一方、我が国では、オンライン出席が憲法五十六条が定める本会議の定足数、総議員の三分の一以上の出席に含まれるかどうかという論点があるところであり、議論が進んでおりません。

また、阪神大震災や東日本大震災の際には、法律で地方選挙を延期し、首長と議員の任期を延長できましたが、国會議員の任期延長は、憲法四十五条及び四十六条を改正しなければ対応できません。さらに、現在適用されている特措法においても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の中で、私権制限の在り方が議論になっています。憲法十三条に基づく抽象的な公共の福祉概念に頼ることなく、より具体的な制限事由を憲法に明記すべきであるとの指摘もあり、緊急事態における人権制約の在り方にについても早急に議論する必要があります。

ささらに、現在適用されている特措法においても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の中で、私権制限の在り方が議論になっています。憲法十三条に基づく抽象的な公共の福祉概念に頼ることなく、より具体的な制限事由を憲法に明記すべきであるとの指摘もあり、緊急事態における人権制約の在り方にについても早急に議論する必要があります。

崇高な使命です。この国民からの負託に応えられるよう、日本維新の会は先頭に立って行動するところをお誓い申し上げ、私の意見発表をいたしました。

ありがとうございました。

○会長(林芳正君) 矢田わか子君。
矢田わか子君。國民民主党・新緑風会の矢田わか子です。

國民民主党・新緑風会として、一、本憲法審査会の運営、進め方、二、国民投票法改正案への対応、三、憲法改定についての基本的な考え方、この三つの観点より意見を述べさせていただきます。

一つ目に、憲法調査会の運営についてであります。

憲法審査会は、立法府に属する国会議員が、国民が持つ様々な意見、主張を背景に、それぞれの議員が考え方や意見を相互に出し合い、議論を深めていく場であります。憲法の条文の改正に関わるテーマは多岐にわたっており、個々の条文や提案される改正案に対して賛否両論があり、中には防衛、安全保障など国論を二分するものもあります。このため、憲法審査会においては定期的に会議を開催し、現行憲法に関する様々な論点に関して意見交換や外部の有識者からのヒアリングなどを通じて知見を深めていく必要があると考えます。

二つ目に、国民投票法改正案への対応についてです。

衆議院での審議の中で、七項目の改正内容に加え幾つかの論点が提起されていますが、衆議院で採決が行われた場合には、参議院としても、議院運営のルールにのっとり、法案審議に対応すべきと考えます。課題が残っている、参議院の主体性を發揮して参議院で修正を図るか、次なる国民投票法の改正論議で解決するという姿勢で臨むべきではありませんか。

特に、一、国民運動の自由性と公平性の確保のためのCM規制やネット広告の規制の在り方、

二、憲法改正国民投票運動における外国人寄附受領の規制の在り方、三、最低投票率の設定の課題、四、障害者や高齢者、激増する単身赴任者、海外在住者などへの投票機会を保障するため的具体的措置などについては、参議院での審議においても議論を深め、法改正や附帯決議などで対応できるのではないかと考えます。

三つ目に、國民民主党として、憲法全体にわたる改定議論について紹介いたします。市民の方々を交えた議論を十二回にわたり行つてきました。主なテーマとしては、一、個人の尊厳を全うするためのデータ基本権、二、地域の尊厳を全うするための地方自治の拡大、三、国家の尊厳を全うするための統治機構の改革であります。

特に、統治に関する議論としては、これまでも国会運営において問題視されてきた衆議院の解散権の制約や臨時国会の召集期限の明記、そして法令等の合憲性や違憲性を審判する憲法裁判所の設置なども議論を重ねてまいりました。この課題

は、我々国議員の活動において直接関わる課題であり、この場で大いに議論すべきと考えております。こうした国民対話を踏まえて、國民民主党としては昨年末に、シン・憲法改正草案を議論していくための討議素材を確認し合いました。今後も、国会での審議状況も参考しながら、党として更に議論を深め、改正案をまとめていきたいと考えております。

せっかくの機会でもありますので、これまで議論に關し特筆すべきものを三点紹介させていただきます。

一つ目に、情報化、デジタル化の人権に与える影響についてであります。

まず、憲法改定議論において、社会、経済、国際的環境、そして国民生活の大きな変化から、人権そのものの在り方を考えなければならないと思

います。終戦から七十六年が経過し、我が国の産業構造も就業構造も、そして生活基盤も大きく変化しています。そのためのCM規制やネット広告の規制の在り方、

わり、国民の権利意識も変わつてきました。その

中で、IT技術、AI、ビッグデータなど「デジタル技術の発展によって、国や地方公共団体のみならず、個々の企業までもが国民の多岐にわたる個人情報を取得し、個人の意思形成にも影響を与えることができる世の中になりました。その結果、

我が国において民主主義そのものが変質するのではないかとの議論もあります。党の議論において、憲法が規定する各人権についても、社会変化に合わせた見直しが必要との意見が出されております。その一つが、「デジタル化された個人情報を自らがコントロールできるデータ基本権の確立」であります。

二つ目に、グローバル化が与える影響への対応についてです。

このグローバリズムの時代にあって、国境を越えて個人の権利が制約されたり、個人の利益や安

全が侵害される場面が生じていますが、どのように個人の権利と財産を守り、我が国の民主主義を守っていくのかという国内問題に限らない視点も憲法改定議論に含めるべきであることを指摘させていただきます。あわせて、この問題は平和問題等の合憲性や違憲性を審判する憲法裁判所の設置なども議論を重ねてまいりました。この課題

は、我々国議員の活動において直接関わる課題であり、この場で大いに議論すべきと考えております。

こうした国民対話を踏まえて、國民民主党としては昨年末に、シン・憲法改正草案を議論していくための討議素材を確認し合いました。今後も、

議論を深め、改正案をまとめていきたいと考えています。

三つ目に、国民の分断、格差問題への対応についてです。

我が国では、様々な分野において格差が拡大、

また在日外国人や難民申請者、女性、障害者などに対する差別や権利侵害が残存しています。本来、憲法が持つている国民国家の統治という方向と逆行する国民を分断する側面が顕著になっています。時代の変化とともに人権の範囲を拡大しながら、国民の統合に資する憲法改正の在り方に

いても検討すべきと考えます。

以上のようないくべきと考

えます。改憲ありきの異常さは、改憲項目の変遷にも表

の箇所ごとにこの箇所を改正したいというのであれば、国民の皆さんが正しい選択と判断ができるよ

うに、取られた選択肢、例えば自衛隊の憲法条文への明記がどのような影響をもたらすのか、的確な情報、知見を国民の前に正直に提示するという議論の進め方が重要であると思います。

憲法審査会が、新たな時代、新たな課題を踏まえ、この国の形、新しい働き方や新しい生活の仕方を「デザインする」という、そのような議論ができる場となることを期待し、國民民主党としての意見をいたします。

○会長(林芳正君) 山添拓君。

新型コロナが世界的に猛威を振るい、国内で三度目の緊急事態宣言が出される中、憲法施行から七十四年を迎えるとしています。憲法前文は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とうたっています。この理念を実現する政治が切実に求められています。

憲法審査会は、二〇〇七年、改憲に執念を燃やす第一次安倍政権が、改憲手続法を強行して設置したものです。改憲原案を発議し、審査する機関であり、ここで議論を進めることは、勢い改憲案のすり合わせに向かいかねません。日本共産党は、国民世論が改憲を求める中、審査会を動かす必要はなく、動かしてはならないと考えます。

安倍氏は、政権に復帰した二〇一二年以降、絶えず憲法審査会での改憲議論をあおってきました。二〇一七年五月三日には、九条に自衛隊を明記する改憲案を唐突に打ち出し、二〇二〇年と期限を切つて進めようとした。安倍政権を継続した菅首相も、審査会での議論を期待する、それが国会議員の責任だとまで述べています。しかし、行政の長である首相が国会に改憲議論を押し付けるのは、憲法九十九条の憲法尊重擁護義務にも三権分立の原則にも反する異常な姿であり、道理がありません。

改憲ありきの異常さは、改憲項目の変遷にも表

れています。安倍氏が当初主張したのは、九十六条改憲でした。国会発議のハーダルを下げてしまおうという狙いはあけすけであり、改憲論者からも裏口入学と批判されました。九条に自衛隊を書き込む改憲案は、国民の支持を得るどころか九条改憲を許すなどという世論と運動が大きく広がり、安倍氏が掲げた二〇二〇年改憲はどうとう実現できませんでした。すると、今度は、コロナ対応を理由に緊急事態条項だと言います。何が何でも改憲をしようとする余り、そのテーマは目まぐるしく変遷してきました。しかし、世論調査で政権に改憲を期待すると答える人は数%にすぎません。だからこそ、安倍氏は首相退任に当たり、国民的な世論が十分に盛り上がらなかつたと述べたのであり、菅首相も訪米中のインタビューで、現状では非常に難しいと認めなければならぬと述べざるを得ませんでした。その事実を正面から受け止めるべきです。

安倍、菅政権は、明文改憲の策動と並行し、乱暴な憲法破壊を続けてきました。集団的自衛権の行使容認の閣議決定の末に、安保法制、戦争法を強行し、秘密保護法、共謀罪など数々の違憲立法を推し進め、日本学術会議への人事介入で学問の下で九条の破壊が新たな段階に進みつつあります。

日米首脳会談の共同声明は、日米軍事同盟の一層の強化を掲げ、そのため日本政府は防衛力の強化を約束し、際限のない軍拡に突き進もうとしています。同時に、声明は、中国への対応についても、台湾海峡の平和と安定の重要性についても、日米同盟強化の文脈に位置付けました。この下で、政府は、台湾有事の際、安保法制に言ふ重影響事態や存立危機事態を認定することも検討しているといいます。戦闘地域で自衛隊が米軍に後方支援したり、集団的自衛権を行使して参戦したりすることが現実となりかねません。

日米両国が台湾問題に軍事的に関与する方向に進むことは断じて許されません。軍事対軍事の危

陥る悪循環に陥るのでではなく、違憲の安保法制を廃止し、九条を生かした自主独立の平和外交へと歩みを進めるべきです。核の傘、抑止力への依存を改め、核兵器禁止条約に参加すべきです。

現在、新型コロナの感染拡大と医療崩壊の危険を招いているのは憲法のせいではありません。無為無策で対応能力を欠く菅政権のコロナ対策が事態を深刻にしています。

憲法に緊急事態条項を創設すべきという議論があります。内閣の一存で国会の機能を止め、法律に代わる命令を出すようになればどうなるか。人権の制限と抑圧の危険はもとより、政府への異論や批判が封じられかねません。

コロナ危機の一年、国民党が声を上げ、野党も提案し、一人十万円の現金給付を始め、支援策の拡充、生活困窮者や女性、学生などへの対策を進める力となりました。アベノマスクやGOTOキャンペーン、開催ありきの東京五輪など、事実と科学に基づかない政治をただす上でも、国会審議は極めて重要です。緊急事態条項は、危険で無用です。

衆院議員の任期満了が近づく中、感染拡大で選挙ができない懸念も論じられます。しかし、衆議院解散中は参議院の緊急集会で対応することが憲法第五十四条二項に明記されています。選挙ができるほどの感染状況を懸念するなら、何より感染の封じ込めに全力を尽くすべきです。コロナ危機に便乗して改憲論議をあおるのは究極の火事場泥棒だと言わなければなりません。

なお、個人の尊重に最大の価値を置く憲法の下で、投票価値の平等の実現は大前提です。合区解消を理由に一票の較差を容認することは、参議院の民主的正統性の基盤を崩し、権限縮小の議論に結び付かねません。国民の政治参加をひとしく保障する選挙制度こそ実現すべきです。立憲主義と法治主義に反し、民主主義を軽んじる強権政治は終わりにすべきです。

憲法を生かし、命と暮らしを守り、個人の尊厳、多様性の尊重とジェンダー平等の社会を実現

する政治へ、政権交代で転換する決意を述べ、意見表明とします。

○会長(林芳正君) 渡辺喜美君。

○渡辺喜美君 みんなの党、渡辺喜美です。

三年数か月ぶりでこの審査会が開かれるということがあります。今、日本の憲法体制は様々な

チャレンジを受けております。例えば、尖閣がそうであり、台湾海峡もそうあります。コロナ対応というのも、これは一種の戦争であります。そ

ういった日本の憲法秩序、体制が危機に瀕しているときに、この憲法審査会というものが国会にあってなぜ三年数か月も開かれなかつたのか。国会の不作為と言われてもやむを得ないかと思います。

私は自由社会を信ずる者であります。自由社会というのは、力の強い者がやりたい放題やつていのつかといったら、そうではありません。自由社会の最大の倫理は、力の強い者が自己抑制をするということにばかりません。自由社会で最も力の強いのは国家でありますから、国家が自己抑制をするというのが自由社会を守る国家の任務でもありますし、憲法秩序の根幹にあることだと思います。

さて、いわゆる戦後レジームと言われるものは占領期においてつくられたという常識がございま

す。世の中には、常識には反するが真実であると

いうことがあるんですね。占領期につくられた戦後レジームの中に、実は戦時体制、昭和十五年頃つくられたものが相当紛れ込んでしまつてゐる

と。

まあ見てきたような口を利いて済みませんけれども、例えば今でも行われております月給袋から

自動的に税金を徴収するというのはいつ頃できた

か、昭和十五年なんですね。その二年ほど前に、

企業は競争するな、國家目的に奉仕しなさいといふお触れが出されます。そして、戦費調達の徵収代行というものを昭和十五年から始めた。当時、

ナチス・ドイツがやっていたことなんですね。

日本は、当時、革新官僚と言われる国家社会主義は、當時、革新官僚と言われる国家社会主義は、非常に近いものがある。

義の人たちとコミニンテルンが同居をしている。同じ内閣、例えば近衛内閣には全く右と左が一緒にいるなんというすさまじい時代だったんですね。そういうときに、官僚統制、中央集権型のシステムというのが完成をいたします。

戦前の日本はごく普通の資本主義の国であります。地方には、相当アバウトではありますけれども、財源があつたんですね。まあ外形標準課税みたいなやつです。しかし、昭和十五年、企業は徴収代行義務とする源泉所得税とともに、地方配付税という制度がつくられました。今の方交付税であります。まさに中央集権型財政構造が確立をしていくわけであります。

戦前の日本には、四百ほどの電力会社がありました。戦争遂行のためには、これを九つにまとめて、地域独占をとえて、そして国家統制を行なうと、九電力体制というものが昭和十五年につくられました。マッカーサーの時代にやつたのは、形の上で民営化をすることだったわけであります。

事はどうぞように、あの時代の名残といつものが相当今日なお残っています。菅内閣は、こうした戦後レジームに紛れ込んだ戦時体制の打破に努めておられる」と私は理解をしております。

例えば、一県一紙。新聞社というものは、各県一つでいいんだと、五大紙というのが当時認められました。今、この五大紙が地上波テレビのほぼ独占状態になつております。電波オークションといふのは、先進国だつたらどこでもやつてゐる話であります。中国とか北朝鮮はやつておりません。日本もその一つであります。

日本のこうした統制型のシステムが、今コロナの中でデジタルフォーメーション、DX、これ、この中で相当厄介なことになりつつあるんです。デジタル社会というのは、御案内のように、デジタル共産主義と言われるほど親和性が、社会主義や共産主義と非常に近いものがある。

イスラエルの歴史学者のユヴァル・ノア・ハラリさんとお読みするんでしようか、言つていまし

たけれども、今、体温とか外側から監視して、すけれども、皮下監視ができるようになつたうするんですかと。皮下監視というのは、例ウエアラブル端末を着ければ簡単にできちゃうですね。そうすると、国民が一体どのようなまを今持つてているのか、怒っているのか、喜んののか、瞬時に分かるということになります。

まさに、これは自由社会の憲法体制が今危瀕していると言つても過言ではありません。いつた議論を是非この憲法審査会を頻繁に開催することによつて行つていただきたいと思います。

○会長(林芳正君) 以上で各会派の意見表明は終了いたしました。

次に、委員間の意見交換を行います。

一回の発言時間は各三分以内でお述べいただきたいと存じます。

なお発言が終わりましたら
戻しください。
西田昌司書。

○西田昌司君　自民党的西田昌司でござります。
私は、憲法審査会、何度か発言させていただいておりましたけれども、三年数か月ぶりにまた開かせていただいたので、発言の機会を与えていただいて、大変有り難く思っております。

私が申し上げたいのは、まず、憲法、護憲、改憲、いろんな意見ありますけれども、そもそも憲法は一体いかなる経緯でできたのかというこの歴史

史的事実の共有がまず憲法を議論するには第一、一番大事なことだと思っています。それはつまり、この憲法を作ったのは、占領中にGHQが占領目的を完遂するため作つたといふ歴史的事実があるわけですが、当時もそういうことは一切報じられることがなかつたと。それは、当然、占領中いわゆる報道規制がされておりましたから、その事実は伏せられてきたわけでありります。

○福島みずほ君 立憲・社民共同会派の福島みずほです。現在、コロナ禍の状況で国民の命と暮らしはどうでしょうか。年越し大人食堂相談会や様々な相談会に具体的に行きました。生きたくない、死にたくないけど死んでしまう、生きたいけれど生きられない、地面の底が抜けるような人たちに実際にたくさん会つてきました。今、憲法改正論議をしているときでしようか。

憲法二十五条が保障する健康で文化的な最低限度の生活の保障、憲法十三条が保障する個人の尊重とそして幸福追求権などがまさに侵害をされている。政治がやるべきことは、この憲法が保障されている国民の権利をまさに実現していくことです。それで、どうかPCR検査もろくすっぽせず、支援も不十分なまま、単に緊急事態宣言を三度出して、憲法論議の段階ではないと思います。

そして、憲法破壊も本当に進んでいます。学術会議のメンバーに対するまさに拒否は、憲法二十三条の学問の自由を侵害しています。表現の自由を保障した憲法二十二条への侵害も深刻です。そして、憲法九条、これも破壊が続いている。

二〇一五年、戦争法、安保関連法、そして現在、教育予算よりも防衛予算が上回る、五兆三千億円以上あります。敵基地攻撃能力保有の議論、そして日本の武器が海外輸出することを認めるなど、憲法九条破壊が進んでいます。辺野古の新基地建設は地方自治の本旨を踏みにじっています。

そういう中で、また差別も横行しています。女性差別、外国人差別、障害者差別、LGBT差別、部落差別、アイヌ差別などなどの差別です。これらの差別を撤廃することを憲法は強く求めています。

そんな中、先日札幌で、同性婚を認めないことは憲法十四条に反するという判決が出ました。まさに憲法を生かせと裁判所は言っているわけですね。それこそ国会が実現すべきことではないでしょうか。ジェンダー平等を求める声も、憲法十四条、十三条を求める声です。そして、生存権求める声も、憲法二十五条を求める、保障してくれということです。これらの憲法価値を生かしていくことこそ国会の責務であると思います。

そして、先ほどもありましたが、憲法改憲ありきのために目まぐるしくテーマが変わっている

そのとおりだと思います。自衛隊に関する自民党の案は何が違憲かが分かりません。また、公職選挙法で解決すべき問題を憲法に持ち込もうとしています。緊急事態条項、これは戒厳令下につながるものであり、意味がありません。教育の無償化や教育の充実は、今でも憲法の下で、条約の下でやればいい話です。

憲法改正の国民投票法改正法案には根本的な欠陥があります。CMが二週間前まで全く自由であることと、最低得票数の保障がないことなどです。これらの欠陥を抱えたまま、これに議論することなどできません。

国会が求められているのは憲法価値の実現であり、憲法改正など、このコロナ禍で、このすさまじい状況で誰も望まない、国民党は望んでいないと申します。これを申し上げます。

○会長(林芳正君) 伊藤孝江君。

○伊藤孝江君 公明党の伊藤孝江です。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、憲法審査会の在り方について意見を申します。

今日の憲法審査会は三年二ヶ月ぶりです。開催に向けて幹事の皆様に御尽力をいたいたしたこと、ありがとうございました。ただ、これだけの長期間、憲法審査会が開かれなかつたことは率直に言つて残念ですし、国民に広く理解を得ることは困難だと思います。今日を機会に憲法審査会が継続して開かれるようにお願いをいたします。

憲法審査会で取り上げることができるテーマは憲法改正だけではなく、それ以外にも多くあり、今日もいろいろな意見表明がなされております。

憲法審査会の進め方として、今日のような持ち方だけではなく、具体的なテーマを決めて、それに応する意見交換、討論を行うという方法も検討いただきたいと思います。

私自身は、憲法審査会が持つ役割、大きいものと考えております。特に、このコロナ禍において、国民一人一人が憲法や法律、政治が自らの生活に関係があると感じることが増えたのではない

かと思つております。個人の行動や経済活動への規制、またそれに対する補償・罰則の在り方など、海外諸国と日本の違いが大きく報道もされています。日本の自肅要請等を弱いと見るのか、国民の権利・自由の保障を踏まえた対応と見るのかなど、我が國の対応や法制度の根本にある憲法の考え方を知つた方、また憲法に対する受け止めに変化が生じた方がいると思つています。

ただ、憲法については、まだまだ憲法改正の議論の土台となる客観的な情報が必ずしも国民の皆様の間に広く伝わっていないというふうにも感じています。同性婚やデジタル社会における人権など、新しい課題も現れています。憲法改正の前提ということだけではなく、このような課題も踏まえ、主権者として政治に関心を持ち、社会の在り方などを考えるためにも、国民一人一人が憲法の考え方や憲法上の価値観を知ることが重要と考えます。

そのために、國から幅広い情報提供がなされ、また議論の過程が公開されることが求められております。かかる観点から、今後は継続して憲法審査会が開かれ、憲法に関する様々な議論に関する議論を、議題に関する議論を重ねていくことを望んでおります。

新型コロナ対策においても、まだこれから続く、対策が続く中で、これまで以上に感染が拡大することも想定して、国会が迅速かつ適切な対応をなし得るよう議論を深めておく必要があるのでないでしょうか。

例えば、憲法制定時に想定されていなかつたオンラインによる本会議や委員会審議への出席、投票を可能とするのかという点があります。この現実に直面する可能性のある論点について、速やかに、かつ丁寧にこの審査会で議論を進めていく必要があるというふうに考えます。

また、最後に、合区解消の議論に関連をして、一票の、あつ、済みません。終わります。

○会長(林芳正君) 浅田均君
○浅田均君 日本維新の会、浅田均でございま

す。

今回は緊急事態宣言下での憲法審査会であるといたことを、皆さん、認識を共有していただきたいと思います。緊急事態宣言が発令されている地域あるいはまん延防止等対策措置が発令されている地域で人々はどういう暮らしをしているのかといふことを念頭に置いて発言させていただきたいと思います。

我が方、松沢委員からも、この緊急事態に関して発言がありました。私は、この際注目したいのは、私とは全く思想、信条が違う、そういうイタリア人思想家の発言内容に賛同できる主張があるということだけではなく、このような課題も踏まえ、主権者として政治に関心を持ち、社会の在り方などを考えるためにも、国民一人一人が憲法の発言がありました。私は、この際注目したいのは、私とは全く思想、信条が違う、そういうイタリア人思想家の発言内容に賛同できる主張があるということだけではあります。ヨルジヨ・アガンベンという思想家ですが、この発言の契機となつているのは今回のパンデミックです。イタリアでも、規模は全然違いますけれども、本質的に日本と同様のことが生じています。感染者が多い数発生してロツクダウンが繰り返される、そういう権利の侵害に当たることが生じているというこ

とでございます。

彼が言うには、以下要約、引用させていただきますが、ブルジョア民主主義者は、ブルジョア民主主義の諸パラダイムを彼らの諸権利、議会、憲法とともに惜しみなく捨て去ろうと決めた。その代わりに彼らが置こうとする新たな諸装置をかいま見ることはできるが、それらは当の者にさえ依然明瞭ではない。彼らが譲そうとしている大変容を定義付けるのは、その変容を可能にした道具に当たるのが、新たな法典ではなく、例外状態だということである。例外状態とは、つまり、憲法上の保障の数々を単純に宙づりにすることである。これは、一九三三年にドイツに起こったことと幾つかの接点を共有している。そのとき、新首相アドルフ・ヒトラーは、ワイメール憲法を形式上は廃止することなく例外状態を宣言したが、その例外状態は十二年にわたって続いたのである。ここまでがヨルジヨ・アガンベンの引用

でございます。

今まで諸委員から様々な意見が表明されており

ますけれども、今回のパンデミックと言われる事

態を契機に、この例外状態、先ほども申し上げましたけれども、国民の権利が侵害されている等、いたことは、皆さん、認識を共有していただきたいと思います。緊急事態宣言が発令されている地域に、今こそ、このコロナ禍だからこそ、憲法についての議論が必要であるということを申し述べさせていただきたいと思います。

終わります。

○会長(林芳正君) 山谷えり子君。
○山谷えり子君 自由民主党、山谷えり子です。

発言の機会をありがとうございます。

憲法は國の基、新しい時代を切り開くため、憲法改正が必要です。改正国民投票法を審議し、前法に進めましょう。自民党は、四項目の、自衛隊の明記、緊急事態対応、合区解消、教育充実の条文イメージを出しています。他の政党もいろいろ意見集約をされているところであります。具体的議論に入るべきだと思います。日本国憲法の不備、欠陥について考えることは、立憲主義の視点から大切です。

今回、コロナ禍で日本人は立派な振る舞いを、まあ一部例外はあるとしても、されています。しかし、十分かといえば不安はある。コロナ禍でも厳しいロツクダウンなどの措置がどれません。ク

ラスターで国会の定足数が満たせなくなる事態の在り方について議論すべきであるとの御意見が出されています。しかし、私にとってそうした御意見は、まさに緊急事態宣言下の現状を利用しても、全く緊急性のない改憲に向けた議論を進めようとしているとしか思えません。

そもそも政府は、感染症が拡大した昨年春から現在に至るまで一体何をされてきたのでしょうか。安倍政権、統一行政権は、この一年間、感染症に対して何ら有効な対策を講じることなく、G

OTOトロベルなどで感染拡大を惹起し、時機を逸した緊急事態宣言の発令や、変異ウイルスの大状況を無視した緊急事態宣言の早期解除によって感染を更に拡大させ、医療体制の逼迫を招いた上に、ワクチン確保の失敗により予防接種計画の大変更を余儀なくされるなど、その失政の連続によつて現在の状況を招いたと言えるのではないか。一年前から適時適切な対応を取りついていれば、こうした緊急事態宣言の発令に至る状況は回避されていたのではないでしょう。

今まで諸委員から様々な意見が表明されており

に、憲法は我々アメリカ人が起草したと発言して

います。今日は主権回復記念日です。昭和二十七年から六十九年の歳月が過ぎています。主権のかつたときに作られ、その後、一度も改正できないのは異様です。

時代、状況は大きく変化しています。新しい時代を切り開き、自由と繁栄のため、前向きに議論することが求められています。実際、都道府県、地方議会の約九割が憲法議論を求め、国民世論も議論を期待する方が七割おられます。

機は熟しています。緊急事態対応の議論について、平成二十六年十一月、共産党を除く与野党七

党、議論に前向きの考え方を示しました。平和主義、国民主権、基本的人権を大切にし、活発な議論をし、参議院憲法審査会、毎週開くべきと考えております。

○会長(林芳正君) 打越さく良君。
○打越さく良君 立憲民主・社民の打越さく良です。

感染症が拡大している今こそ緊急事態下の憲法の在り方について議論すべきであるとの御意見が出されています。しかし、私にとってそうした御意見は、まさに緊急事態宣言下の現状を利用しても、全く緊急性のない改憲に向けた議論を進めようとしているとしか思えません。

そもそも政府は、感染症が拡大した昨年春から現在に至るまで一体何をされてきたのでしょうか。安倍政権、統一行政権は、この一年間、感染症に対して何ら有効な対策を講じることなく、G

OTOトロベルなどで感染拡大を惹起し、時機を逸した緊急事態宣言の発令や、変異ウイルスの大状況を無視した緊急事態宣言の早期解除によって感染を更に拡大させ、医療体制の逼迫を招いた上に、ワクチン確保の失敗により予防接種計画の大変更を余儀なくされるなど、その失政の連続によつて現在の状況を招いたと言えるのではないか。一年前から適時適切な対応を取りついていれば、こうした緊急事態宣言の発令に至る状況は回避されていたのではないでしょう。

まさに、現状は、政府が後手後手の対応によつて憲法二十五条の義務を果たせないことによつて引き起つされた緊急事態であり、そうした状況を奇貨として憲法改正の議論の契機とすることは断じて容認できないと考えます。

また、憲法の緊急事態条項の創設や緊急事態における人権制約の在り方を議論すべきであるとの御意見がありました。

私は、そうした御意見の背景には、緊急事態下での迅速な政策遂行を理由に、国民の代表機関である国会の関与をできるだけ弱め、政府による権限や政策決定の裁量を拡大強化させようとする狙いがあるものと感じざるを得ません。一度そうした政府の権限が強化されれば、為政者は緊急時と称してその権限を最大に振り回すおそれがあり、その結果、国民の権利や自由は脅威にさらされることがあります。非常時であるからこそ、民主的プロセスを強化し、議会の関与をより強めることによって権利や自由を擁護していくことが必要であり、民主主義のシステムを守っていくことが私たち国会議員に負託された責任、責務であると考えます。

万が一にもそのような方向性を見誤つて、政府の権限強化に向けた議論を進めるお考えであれば、それは議会人としての矜持を捨て去つてしまふものであると言わざるを得ません。逆に、私たち国会議員は、そうした議論に對しては毅然とした姿勢で立ち向かわなければならないのではないであります。

○会長(林芳正君) 安江伸夫君。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

今後、当審査会の皆様と議論を深めることで、さればと考える憲法上の論点につきまして、以下三点述べさせていただきます。

第一に、民主主義の基盤を強固なものとする主権者教育の意義についてです。昨今、あらゆる選挙において、若年層の投票率

の低迷など、政治参画の希薄性が指摘されています。その原因については様々指摘されているところですが、国の在り方を最終的に決定する権能が國民に存するという原理、すなわち民主権の原理とその価値が正しく認識されていないことも大きな要因の一つと考えます。

この現状は、多種多様な意見が反映されて初めて真価を發揮する民主主義の機能が脅かされていふと言つても過言ではありません。そこで、民主主義の基礎をより強固なものとする主権者教育が重要と考えます。

一方で、この主権者教育には、政治的中立性の課題や発達段階への考慮を始め、その在り方については様々な議論があるところです。

こうした問題意識の下、主権者教育の憲法上の価値やそのあるべき姿は、国民主権原理と密接に関連するものとして当審査会で論ずるにふさわしいテーマと考えます。

第二に、デジタル社会に対応した人権についてです。

今やデジタルツールは社会生活上の中重要な役割を果たすとともに、その重要性を増し、利活用される範囲も拡大していくことは間違ひありません。

その上で、周知のとおりSNS上の誹謗中傷、フェイクニュース等の問題を受けた表現の自由等の在り方、あるいはデジタルプラットフォームを介した取引における営業の自由等の在り方がその代表的なものです。また、超情報化社会にあつて自らの情報を管理等する権利につき、その憲法上の位置付けなどの議論は不可欠と考えます。

最後に、国際協調主義の今日的な意義についてです。

日本国憲法は、平和主義を基本原理としています。同時に、憲法前文等に表象されているとおり、我が国憲法は国際協調主義も理念としてうたつております。そもそも一国ののみの平和はありません。昨今の国家間対立の深刻化、国際的な人権課題、あるいは気候変動問題など、世界的な課題が山積している現在において、この憲法上は国際協調主義の今日的な意義も当審査会で論すべきテーマと考えます。

以上、所見の一端を述べさせていただきます。ありがとうございました。

○会長(林芳正君) 東徹君。

○東徹君 日本維新的会の東徹です。

参議院憲法審査会では、三年二ヶ月にわたり実

質的な議論が行われなかつたことは、参議院としての怠慢であり、恥すべきことではあります。

第一に、デジタル社会に対応した人権についてです。

今やデジタルツールは社会生活上の中重要な役割を果たすとともに、その重要性を増し、利活用される範囲も拡大していくことは間違ひありません。

その上で、周知のとおりSNS上の誹謗中傷、フェイクニュース等の問題を受けた表現の自由等の在り方、あるいはデジタルプラットフォームを介した取引における営業の自由等の在り方がその代表的なものです。また、超情報化社会にあつて自らの情報を管理等する権利につき、その憲法上の位置付けなどの議論は不可欠と考えます。

最後に、国際協調主義の今日的な意義についてです。

日本国憲法は、平和主義を基本原理としています。同時に、憲法前文等に表象されているとおり、我が国憲法は国際協調主義も理念としてう

たつております。そもそも一国ののみの平和はありません。昨今の国家間対立の深刻化、国際的な人権課題、あるいは気候変動問題など、世界的な課題が山積している現在において、この憲法上は国際協調主義の今日的な意義も当審査会で論すべきテーマと考えます。

以上、所見の一端を述べさせていただきます。ありがとうございました。

道州制については、最近全く議論されなくなりましたが、国会で議論を行うべきであります。新型コロナという未曾有の危機に直面して我が国の抱える課題は明らかになつたことから、今こそ道州制の導入や都道府県の在り方を考えるべきだと思います。

自民党は、三年前に、議員定数六増という、合区によつてあふれた議員の身分保障を行ふ、人口減少の中ではあり得ない法律を強引に成立させました。県によつては人口減少によつて中核市並みとなつております。合区は当然のことであり、必然の流れであります。

合区解消には断固として反対することを申し上げさせていただき、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○会長(林芳正君) 吉良よし子君。

○吉良よし子君 日本共産党的吉良よし子です。

私は、三度目の緊急事態宣言が出され、国民の命と生活が危機に瀕している今、改憲原案の発議を任務とする憲法審査会は動かすべきではないと

いうことを強調したいと思います。

とりわけ緊急事態宣言慣れなどと言われる中、憲法に緊急事態条項を盛り込むことや、より強制力を持つた法令を求める声が飛び交っていますが、とんでもありません。むしろ、今感染者の増加に歯止めが掛からないのは、慣れや気の緩みのせいではありません。慣れなんじやなくて、もう

政府の信用が尽きたんだ、匿名のブログでこんな投稿がありました。政府の言うことに付き合つて

も、事態は何も改善されない一年だったというのです。

最初の感染拡大から一年以上たつた今なおPCR検査すら徹底できていません。病床の確保が困難で、自宅待機で急変する方も後を絶たないのに、消費税を財源に、百九十五億円も掛けて、一万床もの病床と、医師千六百人、看護師五千八百人を削る法案を押し通そうとしています。憲法二十五条でうたわれている健康で文化的な最低限度の生活を保障しようとしている政府・与党の無策と悪政に対する失望が国民に蔓延し、政府への信頼が失墜しているのは間違いありません。

さらに、今回の緊急事態宣言では、まともな補償もなく、前回より厳しい要請に怒りや疑問の声が相次いでいます。

一日二十万円の協力金で休業要請を出された百貨店からは、一日の売上高は数億円規模、全く話にならないという声が出され、無観客開催を要請された遊園地からは、真意を測りかねるとの声が出されています。午後八時以降の時短要請だけではなく、ネオン消灯や酒類提供の禁止まで求められた飲食店関係者からも、これまでの努力は何だったのか、酒の出せない居酒屋に客は来ない、飲食店ばかり悪者にしてきて状況が何か改善したのか、中途半端な対応でコロナの抑え込みに失敗しても、誰も謝らないし責任も取らない、私たちがいつも黙つて従うと思つたら大間違いだなどとの声が上がっています。

政府が感染を抑えられない一方で、影響の長期化により多くの人が困難に直面し、不安を抱え、働く権利や営業の自由、学ぶ権利、生存権や財産権、個人の尊厳、そして幸福追求権が脅かされていることが問題です。検査の戦略的拡充、医療機関への支援と病床確保、自肃とセットの十分な補償、いずれも必要なのは改憲ではありません。憲法二十五条を始めとした憲法の理念を実現する政治こそが必要です。

憲法に基づいた権利保障のために全力を挙げるこそが必要だと主張し、発言をいたしました。

○会長(林芳正君) 佐藤正久君。

○佐藤正久君 自民党的佐藤正久です。意見表明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

じたことは、日本は新たな事態、想定外の事態に弱いということではないでしょうか。災害対応の法律一つ取つても、事態が起きてから法律を逐次整備してきた歴史があります。将来新たな

感染症が発生したときに、今の感染症法等で対応できるのか、強制力が弱い水際対策で大丈夫かと疑問を持つていての方も多いと思います。想定外や新たな事態に適切に対応し、国民の命を救うためには、憲法に緊急事態条項を入れておくことが重要です。想定外のことが起きる可能性があるのに何もしない、あるいは今の法律の枠内

で対応できると強弁しても国民の命を守れない場合がある、これは無責任だと思います。憂いなければ備えなしも駄目だし、憂いあれども備えなしはもつと無責任だと思います。

また、今の憲法には、戦争の放棄は書いてあっても、国防や自衛のことは書いていない。いざ戦争になつたり非常時にどうやって国民を守るのか明記されていない。すなわち、平時のことはいろいろ書いてあつても、有事や非常事態にどうやつて対応するのか、対応の包括的な原則が書かれていません。

さらに、自衛隊と警察の大きな違いは、自衛隊は主権を守り、警察は治安を守ることにあります。国の根幹に関わる主権を守る自衛隊が憲法に支配されていない。最高指揮官たる総理大臣が受けたときに誰が代わりをするかという規定もない。

自衛隊は軍隊かという質問を国会でやると、政府は、軍隊でないと答える。では何かというと、自衛のための必要最小限の実力組織、武力行使ができる組織という答弁になります。ただ、国際的にどうなるかなどと、他国と同等の武器使用は憲法に基づいた権利保障のために全力を挙げるこそが必要だと主張し、発言をいたしました。

いや地位協定含め、他の国の軍隊と同じように扱われることも多いと思います。

インド洋での海上自衛隊による補給支援も、憲法との関係で国会でも議論になり、一時法が失効し再開される際、派遣隊司令は、憲法違反と言われた我々にも意地と誇りがあります、日本のために頑張つてまいりますといつて出港しました。私も、二度の派遣時、憲法違反、憲法違反と言われ、胸にぐさりと刺さりました。

自衛隊の憲法上の曖昧さをなくし、自衛隊の方々が名誉と誇りを持って主権を守り抜く任務を遂行できるよう、我々国會議員は自衛隊についてこの憲法審査会で議論をし、自衛隊をどのように国民に判断してもらう、そういう場を提供することは我々の責務だと思います。

以上です。

○会長(林芳正君) 石川大我君。

○石川大我君 立憲民主・社民の石川大我です。

ICT技術の進展や現在の感染症の拡大状況を踏まえて、国会におけるオンライン審議の可否やその可能性に関する議論が行われ始めています。

この問題について、憲法第五十六条第一項の出席要件や、第五十七条第一項の公開原則との関係などから、憲法改正に向けた論点として位置付けた主張がなされています。

確かに、現下の状況に鑑みると、国会審議の在り方について、オンライン審議やオンライン投票など、その多様化を模索するための議論の必要性を否定するものではありません。

しかし、今この問題について憲法改正に絡めた議論をする必要はあるのでしょうか。感染症拡大による国会機能の維持が懸念される中で、現在の国会における取組は果たして十分なものと言えるでしょうか。

いまだに本会議場や委員会室では、国會議員やその他の出席者が密集した状況の中での審議が行われることもあり、感染症対策に向けて改善すべき点はまだまだ多く存在しています。こうした

課題の多くは、各党間での協議によって迅速かつ弾力的に改善できるものであり、必要があれば国会法や議院規則の改正で柔軟に対応することも可能なではないでしょうか。我々としては、まずは感染症予防に対する知見を十分深めた上で、国会内で考えられるだけの感染症対策を徹底的に行うこと必要と考えます。

ところが、こうした対策を行わず、足下の問題を解決しないまま、いきなり憲法改正の文脈の中で憲法条項の見直しを視野に入れたような議論を進める必要性や緊急性があるとは到底思えません。コロナ禍で苦境に陥っている国民の方々のために、今我々が何を最優先に取り組んでいかなければならぬのか、改めて考えなければならぬのではないかとおもいます。

同性婚について申し上げます。

憲法二十四条について、同性婚制度は想定されていない、あるいは改憲しないと同性婚制度はつくれないと主張があります。果たしてそうでしょうか。十三条、個人の尊重、幸福追求権、十四条、法の下の平等を考へれば、同性婚はむしろ現憲法下で要請されていると言えます。札幌地裁では、法の下の平等に反するとの違憲判決も出ました。速やかに民法を改正し、婚姻における平等、同性婚を法制化すべきと考えます。

ありがとうございました。

○会長(林芳正君) 足立信也君。

○足立信也君 国民民主党・新緑風会の足立信也です。

国権の最高機関である国会においては、国の最高法規である憲法の論議は、国民とともに不断に議論をする必要はあるのでしょうか。感染症拡大は、現行憲法の基本的人権の尊重、国民主権、平和主義、これは堅持する。それに何を加えます。

先ほど我が党の矢田幹事からありましたが、昨年、我々としては、まず論点整理というものを行いました。現行憲法の基本的人権の尊重、国民主権、平和主義、これは堅持する。むしろ責務だと思います。

どうなるかなどと、他国と同等の武器使用はできるか、目標のようなものを定める必要があるだろう、それが個人の尊厳、地域の尊厳、国家の尊

厳、それを目標として定めていくべきではなかろ
うかという議論になりました。

そこで、今日は、時間の関係上、二点だけ、基本的人権の尊重と国民主権について申し上げます。

憲法上、日本国民については、別に法律で定めると書かれています。しかし、外国人の人権に関するては明文化されておりません。このグローバル社会の中で、外国人の人権というものをどう考えるか。私は、憲法上明記すべきだと思います。

昨今の中国やウイグルやミャンマー、香港、いろいろなことがござりますけれども、私どもとしては定める必要性があるだろうと、これが基本的人権に関することです。

国民主権の具現化という意味では、選挙制度です。

先ほどありました、参議院においては、今後、改革協議会、あるいは選挙制度の専門委員会が設置されると思いますけれども、最高裁が参議院に求めているのは、一票の持つ投票価値の平等です。機会の平等ではありません。ということは、奇数区が存在するということは十分あり得ることです。それも含めた議論をやるべきです。もう一度繰り返します。最高裁が求めているのは、一票の持つ価値の平等です。

その点からまた考えますと、衆議院の選挙制度。参議院は三年に一回選挙があります。衆議院は、計算しましたら、二年六ヶ月で一回選挙があります。これを通分すると、国政選挙は一年七ヶ月に一回あります。これだけ頻繁に選挙があると、大胆な方向転換や将来を見据えたような政策を打ち出すことが非常に困難です。びほう策などしまってしまう可能性が高いです。

私が申し上げたいのは、七条解散の制限あるいは認めないということも含めた議論、これをすべきだと思います。この国においては、国政選挙が頻繁にあり過ぎることが方向性を決定するに当たって制約を加えていると私は思います。

以上、二点申し上げます。

○会長(林芳正君) 白眞勲君。

○白眞勲君

立憲民主・社民の白眞勲でございま
す。今日は、発言の機会をいただきまして、あり
がとうございました。

最初の自民党の意見表明について、ちょっとど
うしても疑問だなと思ったので発言させていた
ました。

私は、平成二十八年十一月に、この憲法審査会
の場で自由民主党が平成二十四年四月に発表した
日本国憲法改正草案についてお聞きしましたとこ
ろ、中川雅治委員より、平成二十四年の草案は、
平成十七年新憲法草案を踏まえて、その時点での
最良の案としてまとめたものであるが、今後も議
論を重ねて憲法改正の考え方を更に整理して、更
にバージョンアップしていく必要があるとの説明
がありました。

その後、四年以上経過しましたが、現在自民党
の改正案はどのような状況になっているのか、先
ほど説明ではさっぱり分かりません。具体的には、
は、現在自民党のホームページに掲載されています
る、先ほど御説明ありました憲法改正四項目案、
平成二十四年、当時最良のものと発表された憲法
改正草案との関係は一体どのようになっているの
かな、さっぱり分かりません。

具体的には、例えば安全保障分野でいえば、平
成二十四年草案では、憲法九条の二で国防軍等を
新設する案が示しましたが、そこでは内閣総理大臣
を最高司令官とする国防軍を保持するとされて
いたんですが、今回の四項目案ではその国防軍は
どこか行っちゃって、名称も自衛隊に戻つて、実
力組織として自衛隊を保持するという内容になっ
ています。要するに、この二つの整合性、改正案
の整合性どうなっているんだろうか。

以上でございます。

○会長(林芳正君) 他に御発言はございません
か。——他に御発言もないようですから、以上で
意見交換を終了いたします。

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会
いたします。

午前十一時五十三分散会

二月十二日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願(第五八号)

紹介議員 紙 智子君
第五九号 令和三年二月二日受理
一、憲法第九条を変えないこと。
二、憲法の平和・人権・民主主義がいかざれる政治を実現すること。

請願者 北海道江別市 河村美智子 外三
千五百七十六名

この件は、さつぱり分かりません。

具体的には、例えれば安全保障分野でいえば、平成二十四年草案では、憲法九条の二で国防軍等を新設する案が示しましたが、そこでは内閣総理大臣を最高司令官とする国防軍を保持するとされていました。要するに、この二つの整合性、改正案の整合性どうなっているんだろうか。

また、かつて自民党は、平成二十四年草案を二十二世紀にふさわしい、あるべき憲法の姿と自賛していました。それが、まだ二十一世紀、二十年しかたっていないのに、もう何かどこか行つちゃっています。その内容が大きく変貌しているのであれば、何とも理解に苦しむところであ

ります。うがつた見方をすれば、憲法改正の具体的な中身はともかく、まずは改憲ありきという前のめりな姿勢が露呈してしまったのではないかとおもっています。

あと、緊急事態についても一言申し上げます。日本国憲法は、国家権力を制限することによりうしでも疑問だなと思ったので発言させていた
ました。

私は、平成二十八年十一月に、この憲法審査会の場で自由民主党が平成二十四年四月に発表した日本国憲法改正草案についてお聞きしましたところ、中川雅治委員より、平成二十四年の草案は、平成十七年新憲法草案を踏まえて、その時点での最良の案としてまとめたものであるが、今後も議論を重ねて憲法改正の考え方を更に整理して、更にバージョンアップしていく必要があるとの説明がありました。

その後、四年以上経過しましたが、現在自民党の改正案はどのような状況になっているのか、先ほど説明ではさっぱり分かりません。具体的には、は、現在自民党のホームページに掲載されていまする、先ほど御説明ありました憲法改正四項目案、平成二十四年、当時最良のものと発表された憲法改正草案との関係は一体どのようになっているのかな、さっぱり分かりません。

菅政権の度重なる失政によって引き起こされた現状を捉えて、あたかも現行憲法に欠陥があるかのように主張されているのは、まさに議論のすり替えと評せざるを得ません。

以上でございます。

○会長(林芳正君) 他に御発言はないようですが、以上で意見交換を終了いたします。

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

二月十二日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願(第五八号)

紹介議員 紙 智子君
第五九号 令和三年二月二日受理
一、憲法第九条を変えないこと。
二、憲法の平和・人権・民主主義がいかざれる政治を実現すること。

請願者 北海道江別市 河村美智子 外三
千五百七十六名

二〇一九年七月の参議院選挙では、改憲に賛成する勢力が三分の二を割つた。有権者は、当時の安倍首相に憲法第九十六条の規定による改憲発議が可能な勢力を与えなかつた。このとき、民意が改憲について論議すべきという意思を表明したなどと全く事實に反する強弁をしていた安倍氏は、二〇二〇年九月十六日、安倍改憲に反対する「こうしたる世論と運動の前に病気を理由に辞任し、改憲を果たせなかつた」政治が果たすべき課題は、コロナ対策を始め山積している。世論の多くは改憲など望んでいない。菅首相が継承した安倍改憲は、日本の軍事大国化を更に進め、戦争をす

請願者 北海道北広島市 熊谷美貴子 外
四十四名

紹介議員 紙 智子君

四十四名

二〇一七年五月三日、安倍晋三前首相は、突然、「新たに憲法第九条に自衛隊の存在を書き込む」「二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。

一

る国に変えようと狙うものである。もし第九条を始めとする自民党改憲四項目による改憲が実現すれば、日本は米国と共に世界各地での戦争や紛争に介入・参加していくことになる。事態は緊急である。国会が改憲の発議をすることも、敵基地攻撃能力の保有などという憲法に反する解釈も許さず、全ての市民の平和と人権、生活の向上のため、憲法を守り、いかすことを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、安倍前首相らが進める憲法第九条などの改憲発議に反対すること。
二、憲法をいかし、平和・人権・民主主義、生活の向上が実現する社会にすること。

二月二十六日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

する請願(第八三号)

第八三号 令和三年二月十六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 北海道亀田郡七飯町 成田愛子
紹介議員 紙 智子君
外四名

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

三月十二日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法を守り、いかすことに関する請願(第三五二号)

第三五二号 令和三年三月二日受理

日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡田上町 池田希羽
外六百五十三名

紹介議員 武田 良介君

安倍晋三前首相は、二〇一七年五月三日に二〇一〇年まで憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、前首相の発言は憲法に違反するものであることは明らかである。この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成

立させられてきた。国税通則法に盛り込まれた煽動罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用されてきたものである。これらの法律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する國づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を守れと声を上げる多くの人々が廃止を求めている。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らし、営業することができる社会である。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊厳という基本理念が守りいかされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、日本国憲法の全条項を守り、国民の暮らしにいかすこと。

一、日本国憲法の全条項を守り、国民の暮らしにいかすこと。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

する請願(第八三号)

四月九日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

する請願(第八三号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第八四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第八四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第八四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第八四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第八四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第八四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第八四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第八四号)

をいかす政治の実現を求めるに関する請願
請願者 埼玉県入間市 古川忠治 外三十
名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第八七四号 令和三年三月三十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 埼玉県白岡市 石ヶ森尊 外一万
三千三百二十四名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第八九三号 令和三年四月一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願

請願者 埼玉県川越市 石川美津子 外二
百六十四名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第八九四号 令和三年四月一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 さいたま市 小林弘明 外一万五
千六名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第九四四号 令和三年四月九日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 さいたま市 針ヶ谷静 外一千五百
九十八名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

令和三年八月十日作成	参議院事務局	作成者 第一法規株式会社
------------	--------	--------------